

市第94号議案

横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関する条例の一部改正
横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成27年12月 4 日提出

横浜市長 林 文 子

横浜市条例（番号）

横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関する条例の一部を改正する条例

横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関する条例（平成27年 9 月横浜市条例第52号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 4 項中「前 2 項」を「第 2 項及び第 3 項」に改め、同項を同条第 5 項とし、同条第 3 項の次に次の 1 項を加える。

4 市長は、租税に関する法律の規定に基づく犯則事件の調査又は租税に関する法律若しくはこれに基づく条例の規定による質問、検査、提示、提出若しくは協力のために必要な限度で、自らが保有する特定個人情報を利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

第 5 条中「特定個人情報保護委員会規則」を「個人情報保護委員

会規則」に改める。

別表第 2 の 1 の項中「貸付けに関する情報」の次に「、障害者自立支援給付関係情報」を加え、「、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123 号）による自立支援給付の支給に関する情報」を削り、同表の 2 の項中「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」の次に「（平成17年法律第 123 号）」を加え、同項を同表の 3 の項とし、同表の 1 の項の次に次のように加える。

2 市 長	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用範囲を定める条例（平成27年神奈川県条例第71号）別表第 1 の 1 の項に掲げる事務	地方税関係情報、障害者関係情報、児童福祉法による障害児入所支援若しくは措置（同法第27条第 1 項第 3 号の措置をいう。）に関する情報又は特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当若しくは昭和60年法律第34号附則第 97 条第 1 項の福祉手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの
-------	---	---

附 則

この条例は、平成28年 1 月 1 日から施行する。ただし、第 4 条第 3 項の次に 1 項を加える改正規定（第 4 項ただし書に係る部分に限る。）は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）附則第 1 条第 5 号に掲げる規定の施行の日から施行する。

提 案 理 由

特定個人情報を利用する事務を追加するとともに、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い関係規定の整備を図るため、横浜市行政手続における特

定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関する条例の一部を改正したいので提案する。

参 考

横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関する条例（抜粋）

（上段 改正案
下段 現 行）

（個人番号の利用範囲等）

第 4 条 （第 1 項から第 3 項まで省略）

4 市長は、租税に関する法律の規定に基づく犯則事件の調査又は租税に関する法律若しくはこれに基づく条例の規定による質問、検査、提示、提出若しくは協力のために必要な限度で、自らが保有する特定個人情報を利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

5 第 2 項及び第 3 項
4 前 2 項 の規定による特定個人情報の利用があった場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

（特定個人情報保護評価における意見の聴取）

第 5 条 実施機関は、特定個人情報ファイルを保有しようとするときは、法第 27 条第 1 項前段の規定に基づく個人情報保護委員会規則
特定個人情報保護委員会規則 で定めるところにより、同項に規定する評価書に記載された当該特定個人情報ファイルの取扱いについて、個人情報保護条例第 58 条第 1 項の規定により設置された横浜市個人情報保護審議会の意見を聴くものとする。当該特定個人情報ファイルについて、重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

別表第 2 (第 4 条第 1 項及び第 2 項)

機 関	事 務	特 定 個 人 情 報
1 市 長	生活に困窮する外国人に対する保護の措置に関する事務であって法別表第 2 の 26 の項に規定する主務省令で定める事務に準ずるもの	医療保険給付関係情報、戦傷病者戦没者遺族等援護関係情報、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）による小児慢性特定疾病医療費、療育の給付又は障害児入所給付費の支給に関する情報、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和 39 年法律第 129 号）による資金の貸付けに関する情報、 <u>障害者自立支援給付関係情報</u> 、生活保護関係情報、児童扶養手当関係情報、同法による給付金に関する情報、特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和 39 年法律第 134 号）による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和 60 年法律第 34 号附則第 97 条第 1 項の福祉手当の支給に関する情報、地方税関係情報、母子保健法（昭和 40 年法律第 141 号）による養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報、児童手当関係情報、介護保険給付等関係情報、 <u>障</u> <u>害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援</u> <u>するための法律（平成 17 年法律第 123 号）に</u> <u>よる自立支援給付の支給に関する情報</u> 、特別児童扶養手当関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報、障害者関係情報その他の特定個人情報であって規則で定めるもの
2 市 長	<u>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用範囲を定める条例（平成 27 年神奈川県条例第 71 号）別表第 1 の</u>	<u>地方税関係情報、障害者関係情報、児童福祉法による障害児入所支援若しくは措置（同法第 27 条第 1 項第 3 号の措置をいう。）に関する情報又は特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当若しくは昭和 60 年法律第 34 号附則第</u>

	<u>1の項に掲げる事務</u>	<u>97条第1項の福祉手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの</u>
$\frac{3}{2}$ 市長	法別表第1の84の項に規定する主務省令で定める事務（地域生活支援事業の実施に関する事務に限る。）	地方税関係情報、介護保険給付等関係情報、生活保護関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報、障害者関係情報、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第7条に規定する他の法令により行われる給付の支給に関する情報その他の特定個人情報であって規則で定めるもの